

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第85号

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「土地改良事業」の右に「(別に定める事業を除く。)」を加える。

第5条本文中「別表に掲げる」を「別に定める」に改める。

第6条の見出し中「申請」の右に「の期日」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる行為をしようとする」を「条例第11条第1項第1号又は第2号に規定する」に、「当該各号に掲げる」を「別に定める」に改め、同条各号を削る。

第8条を削る。

第9条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「条例第21条第2項」に、「その旨を記載した」を「別に定める」に改め、同項を同条とし、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(財産の処分の制限期間)

第10条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1及び別表第2に定める耐用年数に相当する期間とする。

第11条中「産業観光局長」を「産業観光局農林政策担当局長」に改める。

別表及び第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市土地改良事業補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること

ができる。

(産業観光局農林振興室)